

日本銀行代理店の 集約・廃止のお知らせ

前橋地方法務局中之条支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

現行の取扱店：**日本銀行中之条代理店**

(群馬銀行中之条支店：吾妻郡中之条町中之条町935)

代理店変更日：**令和3年7月1日(木)**

新たな取扱店：**日本銀行沼田代理店**

(群馬銀行沼田支店：沼田市西原新町51-1)

営業時間：9時から15時まで

※現行の中之条代理店は変更日前日までの取扱いとなり、変更日以降の供託物の納付は、日本銀行沼田代理店での手続となりますので、ご注意ください。

✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに、「**オンラインによる申請**」をすることができます。

✓ 日本銀行(取扱店)に行かずに「**電子納付**」で供託金を納付することもできます。

～詳しくは、供託窓口でお尋ねください。

前橋地方法務局中之条支局(電話0279-75-3037)